

例規（総）第57号

平成13年5月23日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

警察署協議会の委員の委嘱等の手続について（例規通達）

山形県警察署協議会条例（平成13年3月県条例第30号）及び山形県警察署協議会に関する規則（平成13年4月県公安委員会規則第5号）が制定され、平成13年6月1日から、警察署に警察署協議会（以下「協議会」という。）が設置されることとなったが、協議会の委員の委嘱等の手続については、下記のとおり取扱うこととしたので遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

山形県警察は、山形県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う協議会の委員の委嘱等の事務を補佐する立場から、委員の候補者に関する資料の提出等を行う必要があることから、その必要な手続について定めるものである。

2 委員の委嘱

(1) 候補者の人選

ア 警察署長は、自治体、自治会、学校、その他警察署管轄区域内（以下「管内」という。）における安全に関する問題に日常的に関わりを持つ団体（以下「団体等」という。）の関係者のうち、管内における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしいと判断される者について、協議会の委員（以下「委員」という。）候補者として人選するものとする。

イ 委員定数のうち、おおむね半数については、管内の地域の別及び地域的均衡を考慮し、自治体の自治会役員等から人選し、残りのおおむね半数については、管内において地域の安全に関する活動を行っている団体等の役員等から人選するものとする。

(2) 候補者人選上の留意事項

ア 警察業務の特定の分野に偏ることなく、かつ、公正に各階層からの意見、要望が聴取できるようにするため、候補者が特定の居住地域、所属組織、年齢層、性別等に偏ったり、固定化したりすることのないようにすること。

イ 協議会が形骸化しないため、管内において、現に、安全に関する活動を行い、又は地域の安全に関して積極的に意見、要望を表明することが期待できる者であるかについて、必要な検討を行うこと。

ウ 管内の団体等の意見を聴き、又は推薦を受けることも考慮すること。

(3) 候補者の報告

警察署長は、委員の候補者を人選したときは、警察署協議会委員候補者資料（別記様式第

1号)を作成し、警察本部長に報告するものとする。

(4) 委嘱状の交付

委員の委嘱は、委嘱状(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

(5) 公示等

警察署長は、公安委員会から委嘱された委員の氏名を掲示板に掲示することにより公示するほか、広報紙に掲載するなどの方法により住民等に周知するものとする。

(6) 再任及び補欠の委員の人選

前各号の規定は、委員を再任する場合及び委員が欠けた場合における補欠の委員の人選の手続について準用する。

3 委員の解嘱

(1) 解嘱の報告

警察署長は、委員が条例第3条第4項の規定に該当すると認められるときは、警察本部長に報告するものとする。

なお、条例第3条第4項の「その他特別な理由」とは、次に掲げる場合とする。

ア 心身の故障その他の理由から、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなったとき。

イ 職務を怠ったとき。

ウ 協議会の趣旨に照らし、公安委員会が協議会委員としてふさわしくないと認めたとき。

エ 委員から辞職の申出があったとき。

(2) 辞職願

警察署長は、前号エの規定に該当する場合には、当該委員から辞職願(別記様式第3号)を受領し、警察本部長に報告するものとする。

(3) 弁明の機会

警察署長は、第1号の場合において、その理由が同号エの規定に該当する場合、又は、当該委員の所在が不明である場合を除き、警察本部長の指示を受けて、当該委員に対し、あらかじめその理由を通知して、弁明の機会を与えるものとする。

(4) 解嘱状の交付

委員の解嘱は、解嘱状(別記様式第4号)を交付して行うものとする。

委 嘱 状

殿

警察法第53条の2第3項の規定により、あなたを山形県 警察署
協議会委員に委嘱します

任期は 年 月 日から 年 月 日までと
します

年 月 日

山形県公安委員会 印

辞 職 願

山形県公安委員会 殿

この度、
辞職したいので、承認願います

により山形県 警察署協議会委員を

年 月 日

住 所
氏 名

印

解 嘱 状

殿

山形県警察署協議会条例第3条第4項の規定により、山形県 警察署
協議会委員を解嘱します

年 月 日

山形県公安委員会 印